

府政発第476号

令和8年5月19日

府中町単独自治調査研究審議会長 様

府中町長 寺尾 光司



単独自治体としての府中町の在り方について（諮問）

府中町単独自治調査研究審議会設置規則第2条の規定により、当町が今後のさらなる発展を目指すにあたり、単独自治体としての在り方について、次のとおり諮問いたします。

1. 単独自治体として、当町が市制を施行することについて
2. 市制施行が妥当であるとする場合、市制施行に付随することについて